

## 第 1 回モニター会議開催要領(案)

- 1 **開催日程** 10月29日(金) 18時～20時30分
- 2 **開催手法** オンライン (ZOOM)
- 3 **議論テーマ** 「SNS を活用した議会情報の効果と課題について」
  - (1) テーマの設定理由  
令和3年度活性化計画の施策のひとつである「情報提供と説明の充実」について、  
具体的取組事項に掲げた「SNS による情報発信の検証と見直し」について、外部の  
意見・提案を踏まえて検討するため。
  - (2) 課題・政策（「進捗工程表」から抜粋）  
議会活動・情報を、よりの確・効果的に町民へ提供するための手法・手段の工夫・  
改善
- 4 **会議次第及び予定時間**
  - (1) 開会（3分）／早苗議長
  - (2) 趣旨説明（3分）／中村議運委員長
  - (3) グループワーク テーマの目的、現状、課題、改善策の説明（5分）／正村副  
委員長
  - (4) グループワーク（65分）
  - (5) グループ発表（情報共有）（12分）
  - (6) 閉会（2分）／常通副議長
- 5 **グループワークの進行手順**
  - (1) 自己紹介（30秒／1人）（3分）
  - (2) 役割分担（進行・記録・発表）（2分）
  - (3) グループワーク（テーマ）（45分）
  - (4) フリートーク（テーマ以外）（10分）
  - (5) グループワークのまとめ（5分）
- 6 **グループ発表（情報共有）**
  - (1) 司会進行／正村議運副委員長

## 令和3年度第1回芽室町議会モニター会議次第

日 時：令和3年10月29日（金曜）18:30-20:00

場 所：オンライン（Zoom）・役場3階委員会室

1 開 会 早 苗 豊 議長

2 確認事項

（1）趣旨説明 中村和宏 議会運営委員会委員長

（2）グループワーク進行説明 正村紀美子 議会運営委員会副委員長

3 グループワーク（別紙「グループ編成」参照）

4 グループ発表（情報共有）

5 閉 会 常 通 直 人 副議長

<司会：正村紀美子議会運営委員会副委員長>

## 第1回芽室町議会モニター会議出席者名簿

(五十音順：敬称略)

NO	氏名	住所(行政区)	グループ
1	秋葉 秀明	(五条町)	D
2	栗野 秀明	(伏 美)	—
3	飯島 裕治	(西園町)	C
4	伊藤 裕哉	(北 明)	A
5	大塚 玲奈	(南 町)	D
6	小川 美穂	(一心町)	B
7	榊 聖	(愛生町)	D
8	沢崎 洋一	(青葉西)	D
9	高田 昌樹	(中伏古)	C
10	中西香代子	(緑町西)	A
11	新妻 功晟	(麻生町)	A
12	広瀬 一也	(上美生)	B
13	深井 潤	(麻生町)	A
14	福田 清貴	(上伏古)	B
15	福中 夏生	(西園町)	C
16	堀江 貴博	(上伏古)	C
17	松田 桃子	(五条町)	B

任 期:令和3年10月1日~令和4年6月30日

## グループ編成

A

鈴木 健充	リーダー
柴田 正博	議員
中田智恵子	議員
橋本 和仁	議員
伊藤 裕哉	モニター
中西香代子	モニター
新妻 功晟	モニター

B

渡辺洋一郎	リーダー
広瀬 重雄	議員
梶澤 幸治	議員
黒田 栄継	議員
小川 美穂	モニター
福田 清貴	モニター
広瀬 一也	モニター
松田 桃子	モニター

C

常通 直人	リーダー
立川 美穂	議員
西尾 一則	議員
堀切 忠	議員
飯島 裕治	モニター
高田 昌樹	モニター
福中 夏生	モニター
堀江 貴博	モニター

D (委員会室グループ)

中村 和宏	リーダー
正村紀美子	議員
寺町 平一	議員
早苗 豊	議長
秋葉 秀明	モニター
大塚 玲奈	モニター
榊 聖	モニター
沢崎 洋一	モニター
深井 潤	モニター

## グループワーク進行次第

<テーマ : 「SNS を活用した議会情報の効果と課題について」 >

- 1 自己紹介 (30 秒 / 1 人) (3 分)
- 2 役割分担 (進行・記録・発表) (2 分)
- 3 グループワーク (テーマ) (50 分)
- 4 フリートーク (テーマ以外) (10 分)
- 5 グループ発表 (情報共有) (3 分 × 4 グループ)

オンライン会議のため、制限時間が経過すると自動的にミーティングルームに戻りますので、残り時間にご注意ください。

# グループワーク進行要領

【テーマ SNSを活用した議会情報の効果と課題について】

## ○ 現状の確認

### [ディスカッション①]

- ・ 議会のSNS。知ってる？見てる？どの媒体？
- ・ 議会の情報。何(媒体)で知る？議会の関心事は何？



## ○ 課題の抽出

### [ディスカッション②]

- ・ 議会のSNS。どこが課題？何を期待する？
- ・ 議会の情報。私はこれを知りたい！ここを知りたい！



## ○ 解決策(改善策)は…

### [ディスカッション③]

- ・ 議会のSNS。これからの役割は？工夫の視点は？
- ・ 議会の情報。これからの時代に求められるものは？

# 芽室町議会モニター設置要綱

(平成24年3月30日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町議会モニター（以下「町議会モニター」という。）を設置することにより、町民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、芽室町議会（以下「町議会」という。）の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 本町の区域内に居住する者をいう。
- (2) 会議 町議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び町議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

(定員)

第3条 町議会モニターの定員は、20人以内とする。ただし、議長が必要と認めたときは増員することができる。

(資格)

第4条 町議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の町民であり、かつ、芽室町職員、議員又は各種行政委員でないこと。
- (2) 町議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心があること。

(募集方法)

第5条 町議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認められた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第6条 町議会モニターは、公募者及び推せん者のうちから議長が委嘱する。

2 議長は、前項の規定による町議会モニターの委嘱に当たっては、町議会モニターの年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解任)

第7条 町議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該町議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 町議会モニターから辞任の申し出があったとき。

(3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第8条 町議会モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(謝礼)

第9条 町議会モニターは無償とする。ただし、議長が必要と認めたときは、支給することができる。

(職務)

第10条 町議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 「芽室町議会だより」及び「芽室町議会ホームページ」などに関する意見を文書により提出すること。
- (3) 議会の政策提案に関すること。
- (4) 議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (5) 町議会議員と1年に2回以上、意見交換を行うこと。
- (6) その他議長が必要と認めたこと。

(提言等の取扱い)

第11条 町議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した町議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。



## R3年度 第1回議会モニター会議オンライン版 タイムテーブル

	議員	モニター	事務局
1週間前	・事務局からミーティング URL を受信	・事務局からミーティング URL を受信・受領	・ミーティングルーム作成済 ・メール等で招致
当日			▼資料の共有・ページめくりは共同ホストが行う ▼ホストはブレイクアウトルーム・承認等の作業 ※ホスト用の PC、Wi-Fi ルーターは役場備品使用
18:10	・所定の場所で各自準備 ・本会議場 ・委員会室 ・自宅 他	・リアル参加のモニターは本会議場へ参集 ・参集後、担当議員の確認を	
18:15	・各自ミーティングルームへ	・各自ミーティングルームへ	・ミーティングルーム開場 ・随時「承認」
18:30	(説明者以外は音声ミュート) ・議長挨拶 ・日程説明 ・議運委員長説明 ・オンラインWSの進め方説明	(音声ミュート)	・開会を確認 (確認後音声ミュート) (ミュート制御) ・資料共有(議運委員長用)
18:40	[班分け] ・各ブレイクアウトルーム等でディスカッション	[班分け] ・各ブレイクアウトルーム等でディスカッション	・ブレイクアウトルームの設定 ・振り分け開始 ※一定時間で強制送還
	(グループディスカッション) ・発表者決定 ・意見交換		
19:40	・ブレイクアウトルーム等からミーティングルームに復帰 ・各グループの発表者が口頭で意見交換内容を発表 (最後のセッションの結果のみ)	・ブレイクアウトルーム等からミーティングルームに復帰	・ブレイクアウトルームの解消 (必要あれば)
19:55			・PC画面撮影
19:56	・副議長挨拶		
20:00	・終了 (全ミュート解除) みんなで「お別れ」を ・リアル参集者は随時帰宅		・全ミュート解除、終了